

鶴ヶ島在宅医療診療所 障害福祉サービス 短期入所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団満寿会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する障害者支援施設である「鶴ヶ島在宅医療診療所」（以下、「本体施設」という。）に併設する短期入所事業所（以下、「事業所」という。）が行う法第28条第1項第7号に規定する短期入所（以下、「短期入所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとする。

- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 短期入所の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 鶴ヶ島在宅医療診療所
- (2) 所在地 埼玉県鶴ヶ島市高倉772-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者は、本体施設の従業者が兼務するものとし、その職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 医師 1名以上

医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(3) 看護職員 7名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 理学療法士及び作業療法士 1名以上

理学療法士及び作業療法士は、事業所の運営方針に基づき必要なりハビリテーションを行う。

(5) 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の生活支援として、食事、入職、排泄、更衣整容等を行う。

(6) 相談員 1名以上

相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

(7) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、衛生管理のもと、入院患者、利用者に対し適切な食事提供を行うため、栄養状態評価、計画立案、献立作成等を行う。

(8) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員等)

第5条 短期入所の定員等は、次のとおりとする。

(1) 本体施設において利用されていない居室利用（空床利用型）

(短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）

(2) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）

(3) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者をいう。）

- (4) 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいう。）
- (5) 障害児（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第4条に規定する障害児をいう。）

（短期入所の内容）

第7条 事業所が行う短期入所の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴または清しき
- (3) 日常生活上の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) その他日常生活上の世話

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 短期入所を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、短期入所において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費 朝食 600 円、昼食 650 円、夕食 680 円

ただし、各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、1食あたりの食費は市町村により決められた額とする円とする。

(2) 光熱水費 1日当たり 350 円とする。

(3) 日用品費 実費とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等の対応)

第10条 短期入所の提供に当たる者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること
 - ア 虐待防止委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - イ 虐待防止のための指針の整備
 - ウ 虐待の防止のための研修の実施
 - 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修（訓練含む） 年2回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 3ヶ月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 6ヶ月に1回以上

訓練の実施 6ヶ月に1回以上

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」等という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適性のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、適切な短期入所が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和7年10月1日から施行する。